

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	MHAM日本株式<DC年金>
愛称	
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式
4. 商品属性	
当初設定日	2001年 11月 5日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	日本株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 (日本株式マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とします。)
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として日本株式マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。 <ul style="list-style-type: none"> a. わが国の株式に投資を行い、アクティブな運用を行います。 b. 銘柄選定にあたっては、企業調査による中長期的な利益成長性の分析、株価水準の評価などに基づき投資価値評価を行い、投資魅力が高いと判断される銘柄を厳選し投資します。 ● 日本株式マザーファンド受益証券への投資比率は、高位を保つことを基本とします。 ● 東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとして、中長期的にこのベンチマークを上回る運用成果を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。 ● デリバティブ取引を利用することができます。 ● 非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX) ※配当を含まない指数を採用
決算日	毎年3月9日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算日(原則として3月9日)に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 収益分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときや、やむを得ない事情が発生したとき、信託契約の一部解約により受益権の残存口数が10億口を下回ることとなるときなどには、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.628%(税抜年1.48%) 以内 2020年6月9日現在 年1.628%(税抜年1.48%) (内訳: 委託会社0.638%(税抜0.58%)、販売会社0.902%(税抜0.82%)、受託会社0.088%(税抜0.08%))
信託財産留保額	売却約定日の基準価額に0.3%を乗じた額
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産に関する租税、特定資産の価格調査に要する費用、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。 ● 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税とともに信託財産中から支弁されます。 ● ファンドの組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可目等	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込み・解約請求のお取扱いができない場合がありますので、弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な変動要因等	<p>ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は以下の通りです。</p> <p>株価変動リスク 株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドは、株式の実質組入比率を高めるなど、信託財産の効率的な運用に資するために株価指数先物取引を行うことがあります。この場合、信託財産に属する株式の時価総額と株価指数先物取引の買建玉との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内となるように運用を行います。市場動向等により一時的に当該合計額が信託財産の純資産総額を超える場合があります。</p> <p>流動性リスク 流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に、規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。</p> <p>信用リスク 信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。</p> <p>金利変動リスク 金利変動リスクとは、金利変動による公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。ファンドが公社債への投資を行っている場合には、金利上昇はファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金移動が起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。</p> <p>その他留意点 <ul style="list-style-type: none"> ● 株式の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。 ● ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。 </p>
12. セーフティーネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} \times \text{保有口数}$ <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. 委託会社	アセットマネジメントOne株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	みずほ信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。